

平成29年度第4回茅ヶ崎市提案型民間活用制度 事業者選定委員会 会議録

議題	(1) 提案型民間活用制度における課題及び今後の方向性について (2) その他
日時	平成30年3月20日(火) 午前10時30分 開会 午前11時55分 閉会
場所	市役所分庁舎5階 F会議室
出席者氏名	藏田幸三委員長・松戸康彰委員・川村豊委員 (欠席委員) 山本裕子副委員長 (事務局) 秋元企画部長・青柳行政改革推進室長・関谷担当主査・渡邊副主査
資料	平成29年度第4回茅ヶ崎市提案型民間活用制度事業者選定委員会次第 資料1 提案型民間活用制度における課題及び今後の方向性について 資料2 提案型民間活用制度ガイドライン(案) 資料3 提案型民間活用制度ガイドライン 新旧対照表
会議の公開・非公開	公開
傍聴者数	なし

(開会)

(事務局) (青柳行政改革推進室長)

皆様、こんにちは。本日はご多忙のところ、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。それでは定刻となりましたので平成29年度第4回茅ヶ崎市提案型民間活用制度事業者選定委員会を始めさせていただきます。私は、本日の進行を務めさせていただきます、行政改革推進室長の青柳です。どうぞよろしくお願いいたします。

さて本日の委員会ですが、山本委員から欠席の連絡を頂戴しておりまして、「茅ヶ崎市提案型民間活用制度事業者選定委員会規則」第6条2項に従い、本委員会委員4名のうち現在3名出席で過半数となるため、本会議が成立していることをご報告します。

続きまして、議題に移る前に配布資料の確認をお願いいたします。

【資料確認】

(事務局) (青柳行政改革推進室長)

それでは会議の進行につきましては、茅ヶ崎市提案型民間活用制度事業者選定委員会規則に基づき、

藏田委員長にお願いいたします。

(藏田委員長)

最初に議事録署名人を指名させていただきます。審議会等の長と、審議会等の長が指名した委員が署名するというございますので、名簿順で松戸委員にお願いしたいと存じますがいかがでしょうか。

(松戸委員)

はい。

(藏田委員長)

それでは、松戸委員お願いいたします。

それでは次第に沿いまして、はじめに議題1「提案型民間活用制度における課題及び今後の方向性について」、事務局より説明をお願いいたします。

議題1「提案型民間活用制度における課題及び今後の方向性について」

(事務局) (関谷担当主査)

それでは、議題1について、事務局よりご説明させていただきます。

議題1では、まさに議題のとおり、今年度募集から事業者選定まで行いました自由提案型の課題等を踏まえ、本制度の今後の実施手法等についてご審議をいただきたく、よろしくをお願いいたします。

説明につきましては資料1「提案型民間活用制度における課題及び今後の方向性について」にもとづきまして説明させていただいた後、資料2「提案型民間活用制度ガイドライン(案)」及び資料3「提案型民間活用制度ガイドライン新旧対照表」についてあらためて説明をさせていただきたく、多少長くなってしまうかもしれませんが、よろしくをお願いいたします。

まずは、資料に記載はございませんが、あらためて本制度の今までの経緯や位置づけ等について簡単に説明させていただきます。

本制度につきましては、平成26年度より試行実施という位置づけのもと「テーマ設定型」の事業採択を、また、28年度からは新しい枠組みとして「自由提案型」について、委員の皆様にご議論いただきながら制度設計を行い、本年度29年度より本格実施という位置づけのもとで「自由提案型」の提案募集、事業者選定を行ってまいりました。

本制度の運用開始当初の整理といたしましては、本市の3カ年ごとの計画でございます総合計画実施計画の策定年度にあわせ、3年に1度自由提案型を、その外の年度はテーマ設定型を、という整理を行っておりましたが、今年度の自由提案型における一連の手続きから顕在化した課題への対応、また、外部委託の積極活用の必要性といった点に鑑みたく、次年度以降の本制度のあり方について、あらため

て整理を行いました。

それでは、資料1をご覧ください。資料1では課題と対応策を記載させていただいております。

「1. 課題及び今後の方向性」といたしまして、まず課題の1つ目「自由提案型の募集について、募集期間が短い」という点でございます。

自由提案型の募集に際しましては、翌年度当初からの事業実施という前提の中で、内部の意思決定や債務負担行為の上程といった、我々市側の負担はもちろんのこと、提案者側にとっても全体的にかなりタイトなスケジュールの中で実施してまいりました。

初回となる今年度は、事業の周知自体は前年度中から実施したものの、年度当初の4～5月の2ヶ月間に事前確認を経て民間委託化提案を応募していただくということで実施してまいりましたが、事業者さんとのヒアリングを通して、検討期間が短いといったお声を頂戴しております。また、事業企画提案に際しても、説明会を必須とした中で、約1ヶ月半で募集を行ってまいりました。本制度を活用し、より幅広く提案を募っていくためには、募集期間を長く確保することが必要と考えております。

そこで、対応策でございますが、しっかりとした検討期間を設けるべく、募集期間を3ヶ月確保したいと考えております。その前段としての事前周知とリストの公表につきましても、募集開始の2ヶ月前には実施したく考えております。

次に課題2「民間委託化提案事業の決定方法及び受託事業者の選定方法について」でございます。

本制度では、民間委託化提案と事業企画提案という2段階提案の形を採用しております。

実際に今年度その形で一連の手続きを実施した訳でございますが、市としては具体的な提案を求める一方で、あくまで第1段階目の民間委託化提案の段階では、事業者選定のタイミングではないことから、事業者側からするとより具体性のある提案をこの時点で提案するということは難しく、そこでギャップが生じているのではないかということを感じております。

また、第2段階目の事業企画提案時は、第1段階で採用された提案をした事業者には一定の加点をするものの、結果的には当該提案者のみの提案ということとなりました。やはり、外の事業者が出した提案に対しては、手を挙げにくいのではないかと感じております。

さらに、現在は全事務事業を民間委託化の対象候補としてリストアップし、公表しておりますが、掲載内容はもちろんのことですが、約2000ある事業からピックアップするということは、提案者側にとっては必ずしも容易なことではないという点について課題として捉えております。

これらのことを踏まえ、事業者側にとって手を挙げやすく、かつ具体性のある提案を求める対応策といたしまして、従来の2段階提案から1段階へと変更したく考えております。

また、民間委託化の対象候補となる事業については、市として提案を求める分野や大きなテーマといったように、限定した中で募集をかけていきたいと考えております。

一番下に記載されております第2案につきましては、課題3であらためてご説明させていただきます。

続きまして課題3でございます。「実施スケジュールの整理について」でございます。冒頭申し上げましたとおり、3年に1度の総合計画実施計画策定のスケジュールと合わせるため、実施計画策定年度

には自由提案型を、その外の年度はテーマ設定型をという整理のもと、本制度を実施してまいりました。

しかしながら、市としても積極的に民間活力を活用することが求められている中にあることは、本制度を定着させる必要があることから、あらためて実施スケジュールを整理いたしました。

対応策でございますが、まず、先ほどの課題2で説明させていただきましたが、現在のテーマ設定型と自由提案型を統合し、市として提案を求めるテーマや分野を絞った形での自由提案型として、毎年募集を行いたいと考えております。この手法については、募集の前段で市として募集するテーマ等の洗い出しの議論を十分に行うことが必要となり、一定期間を要することから、当該手法については31年度からの募集に向けて、30年度の下半期、第4四半期を目処に洗い出しを行いたく考えております。

なお、翌30年度の募集については、従来の事務事業リストを精査し、委託化が馴染まない事業等については除外する形、先ほどの課題2の第2案の形をとることで、事業者側にとっても提案しやすいリストとなるよう工夫を加えた形で実施してまいりたいと考えております。

これらを踏まえまして、最終ページの「2. 今後のスケジュール」でございます。上段には今年度のスケジュールを記載させていただいております。

今年度は4、5月の2ヶ月間を事前確認を必須とする民間委託化提案募集期間とし、提案があったものについて各課調整を行った後、7月の本委員会において民間委託化提案のご審査をいただきました。本委員会での審査結果を踏まえ、8月には市議会にて審議を行い、そして9月には庁内の意思決定を行うとともに、同期間中に、事業担当課においては提案内容の精査、募集要項の準備や債務負担行為の設定に向けた準備を行ってまいりました。11月には本委員会において、募集要項についてご審議いただき、12月の市議会定例会において債務負担行為の議案を上程しております。12月の市議会の議決を以て、1月末まで第2段階目の事業企画提案の募集を行い、2月の本委員会において事業企画提案に係る書類審査、面接審査を実施し、事業者を選定いたしました。

下段の見直し後の30年度のスケジュールでは、4月中に事務事業リスト公表に向けた準備を整え、5～6月の2ヶ月間を事前周知期間とし、7～9月の3ヶ月間をヒアリングも含めた委託化提案の募集期間としたいと考えております。出てきた提案について、翌10月に精査を行いつつ、11月には本委員会において委託化事業および事業者選定を行っていただき、同月中に市としての意思決定を、また、同期間中には事業担当課における提案内容の精査を行い、12月には市議会へ採択事業を報告、3月議会における債務負担行為の議決を経て、4月からの事業実施ということで、1年度内での募集から契約までのサイクルで毎年募集をかけることで、制度の定着を諮りたいと考えております。

また、先ほど申しました31年度からのテーマの洗い出しにつきましても、平成30年年内から年明け頃を目処に同時進行で行うことを考えております。

見直し後もやはりタイトなスケジュールとはなりますが、積極的な民間活力の活用をとおして市民サービスの向上、効率的な行政運営を図ることが求められている現状にあることは、提案者にとって手を挙げやすく、開かれた制度として継続的に実施していくことが重要であると考え、対応策およびスケジュールをお示しさせていただきました。資料1についての説明は以上となります。

続きまして、これらを踏まえて修正するガイドラインの内容について、ご説明させていただきます。
資料につきましては資料2ガイドライン案および資料3新旧対照表をご覧ください。

資料3新旧対照表の1ページ、資料2ガイドライン上では7ページとなります。こちらは、従来は「4. 提案型民活用制度の概要及び類型」として、制度全体の概要やテーマ設定型及び自由提案型についての説明がございましたが、類型の整理見直しに伴い見出しを修正するとともに、類型毎の説明を削除しております。

資料3の2ページになります。資料2ガイドライン上は先ほど同じく7ページです。従来は記載がございませんでしたが、「5. 提案型民間活用制度の経過」として、今までの本制度の変遷と、参考としてテーマ設定型と自由提案型の採択事業等について記載を追加しております。

続きまして資料3新旧対照表の3ページから4ページになります。資料2のガイドライン上では9ページから10ページです。従来「5. 提案型民間活用制度の流れ」としております項番については、ただいまご説明した「経過」を追加したことから項番は繰り下がり6となり、テーマ設定型及び自由提案型の統合に伴い「(1) 提案受付」の記載内容に修正を加えるとともに、全体的な整理をしております。

資料3新旧対照表の5ページ、資料2ガイドライン上では11ページから17ページになります。ガイドライン11ページ「7. 参考資料」として、従来も記載がございましたフローについて、1段階に変更することに伴い見直しを行い、目安となる時期について追記するとともに、12ページでは、新たに事業決定フローを追加しております。

13ページから14ページ、「民間委託化提案審査指針」といたしましては、従来は「事業企画提案に対するプロポーザル方式の提案審査指針」の記載がございました。

本年度、自由提案型の募集を行う際、第1段階目の「民間委託化提案」、第2段階目の「事業企画提案」のそれぞれの段階において、審査基準について本委員会の中でご議論いただいた経緯がございます。そこで決定した審査基準をベースとして、第2段階から第1段階へと変更することに伴い、審査指針について整理を行うものとなります。

従来は、「4. 審査基準」の中では、第2段階目の事業企画提案時における書類審査および提案説明審査の標準例としてお示しをしておりました。今回、2段階のステップを踏まず1段階へと変更することに伴いまして、同じく「4. 審査基準」上に、今年度の第1段階目の基準である「評価の視点」に相当する「①基本要件」を、また従来記載されていた第2段階目の書類・面接審査の審査基準については、第2段階目の事業者選定の際に使用した基準をベースとした「②企画内容」とし、大きく基本要件と企画内容の2つの基準を設け、それぞれ審査項目を設定しております。

制度の理解度等については点数化することがそぐわないことから、「①基本要件」については委員のみなさまに形式的にご確認いただくことを考えております。「②企画内容」につきましては、プロポーザル審査を実施し、採点方式で評価を行っていただくこととしております。

なお、今までは書類審査と面接審査それぞれガイドライン上では基準を設け、実際にご審議いただく際もそれぞれ点数を付けていただいております。1次審査の書類審査につきましては、面接審査に先

立って実施をする、応募者多数の際のいわゆる「足きり」のために設定していた背景もございます。今回の形では、従来のような例えばA社とB社を比較する審査といったものではなく、A社の提案を採用するかしないかを審査することとなることから、1次審査、2次審査という2段階審査ではなく、書類及び提案説明審査とすることとしております。もちろん、事前に必要書類については提案者よりご提出いただきますので、従来のように事前に委員のみなさまにはお送りをさせていただき、当日までに一度採点いただいた後、提案説明含めて最終的に点数付けを行っていただきたく考えております。

続きましてガイドライン上同じく14ページから15ページにかけての「5. 審査の公開・非公開」につきましては、現在の委員会の審査内容を踏まえ、公開・非公開の実態にあわせて詳細を記載することとしております。

同じページ、「6. 審査結果」につきましては、今年度の委員のみなさまの議論や採択結果を踏まえ、「採択」「不採択」に新たに「条件付き採択」を位置づけております。

ガイドライン16ページ以降の「モニタリング指針」については、修正はございません。なお、モニタリングに関しましては、30年度にご議論いただくことを予定しており、その結果を踏まえ必要に応じて見直しを行ってまいりたいと考えております。

大変長くなりましたが説明は以上となります。ご審議の程よろしくお願いいたします。

(藏田委員長)

ありがとうございました。それでは、今回のメイン、ガイドラインの見直し、方向性、課題等についてのご説明をいただきました。ご質問やご意見をいただきまして、修正があれば、ここでまとめたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

資料1のほうで大きくは3点課題として挙げられています。課題1は期間ですね。課題2については選定方法を2段階から1段階にするもの、課題3はスケジュールということで、大きくは3点ご説明がありましたけれども、ご意見をいただければと思います。いかがでしょうか。川村委員お願いします。

(川村委員)

資料1でいただいている課題1で、期間を長くする。この考え方はいいと思います。黒ポチの2つ目、事前周知期間は2カ月間程度設けるという話ですけれども、この2カ月間の事前周知期間というのは、どういった意味があるのでしょうか。30年4月1日以降のスケジュール案を見ると、4月中に事務事業リストの作成となっていますから、リストはできていると。その後、事前の周知期間が2カ月あるんですけれども、リストはあるのに周知期間で2カ月も使ってしまうのがもったいない気が私はします。

もちろん、周知するために説明会とかをやるのは必要ですし、この事業自体、いろんなホームページとかで周知するのはもちろん必要ですけれども、それと並行して、委託化の募集をやるのはだめなのかなと思ったりするんですね。もちろん募集期間には、協議もいろいろできると思います。市の情報を出

すこと、いろいろお話もできる。そういった期間をもう少し、5月、6月に、周知と一緒にやるというようにするのはどうかと思うんです。そうすることによって、募集期間は9月末じゃなくて、もう少し前倒しにできるかもしれません。

もう少し前倒しになると、今度、後ろのスケジュールが少し楽になります。スケジュールと合わせて、ここで一遍に話させてもらいますが、参考までになんですけども、債務負担行為の設定議決が3月にあるということは、4月1日からの委託はまずできないんじゃないかと思うんですね。例えば、継続してやらなければいけない事業、4月1日からすぐにやらなければいけない事業、そういった提案も考えられると思います。新規事業で5月、6月、7月、8月からでもいいというのだったら、これでも全然問題ないんですけども、4月1日からすぐやらなければいけない、例えば、お子さま相手だとか、市民を相手にずっとやっているものに対して提案があって、当然4月1日から同じようにやらなければいけない。そういったものをやる場合には、もっと前に債務負担行為の議決を行う必要があると思います。そういった手続を、できれば、今年と同じように12月議会にやれば、4月1日からきっとできると思うんですよね。絶対だめというわけではないですけども、周知期間と委託募集期間のリンクと、それに伴う債務負担行為の設定を前倒しするというのはどういうふうにお考えかなということですよ。

(藏田委員長)

1年間で終わるという説明をされていらっしゃったので、3月の債務負担行為議決後、4月から実施できるという想定で考えていらっしゃるのかなと思ったんですけども、そこら辺いかがですか。

(事務局) (関谷担当主査)

まず、我々、課題認識としては、募集もそうなんですけれども、事前の周知について、今回あらゆる機会の中で説明会等はさせていただいたんですが、制度自体の周知をしていくということの必要性は非常に感じているところでございます。その中で、今回、案としては周知期間2カ月と募集期間3カ月ということでお示しをさせていただいておりますが、その後の各課調整を10月というところを一つ設けています。ここを10月に設定した背景といたしましては、9月に各課調整ができるかということ、9月議会への対応が一方ではある中で、なかなかこの調整自体を9月に持ってくることはできないんじゃないかということで、一旦9月までの募集期間として10月以降の各課調整といったところで、募集期間を3カ月と、周知を2カ月というふうに設定させていただいている背景が1つございます。

今、委員にご指摘いただいた中で、事前周知と募集というものをオーバーラップさせるといったことに関しては、うまくスケジュールが合えば、そこは6月のいつかのタイミングから可能なのかなというふうには、今、ご意見をいただいて感じているところでございます。

(川村委員)

1つ債務負担の話でただ単に例として聞いておいてもらいたいですけれども、我孫子市の例で、子

どもを預ける事業で、今までは市が社会福祉協議会に委託してやっていたものがあります。保育園ではなく、普通の家庭で預かるみたいな事業です。それを社会福祉協議会が利用者と預かる側の中間に入ってやっていたんですけれども、民間のNPOがやりたいという提案がありました。そうすると4月1日からどうしても引き継いでもらわなければいけないので、引継期間というのが絶対必要になるんですよ。いきなり今まで社会福祉協議会でやっていたものが、メンバーが一気に変わって、NPO法人ということになるということで、引継期間をどうしても設けなければいけない。その準備行為をやらなくてはいけないということで、どうしても債務負担行為の議決を12月にもらわなければいけないという例が実を言うとありました。

準備行為のためにお金を支払うのであれば、それは当然予算措置もしなければいけなかったんですけれども、4月からやるためには、どうしても12月中に債務負担行為をやらなくてはいけないという提案もあったものですから、それを心配しました。そうはいつでも、我孫子市も実を言うと、結果的にはやらなかったんです。新たな年度の4月から準備行為をやるということで、6月とか7月から、そこでバトンタッチしたんです。やり方はいろいろあると思います。けれども、そういった想定もされることを考えると、できるだけ前倒しで行う方がよいです。我孫子市の場合はリストができるのが遅いので、結構後ろがタイトになってしまうんですけれども、リストが4月中にできるのであれば、できるだけ前倒しでやったほうが、その後いろんなことに対応できるのかなと思いました。

それから、各課の調整ですけれども、実際的に資料をつくったりするのは、我孫子の場合には議会に対応する管理職が大きく関与するという事はないです。関与はしていますが、それほど手間ではないですね。その後、審査会で採用されて実際にこの事業をやるという段階になると、市としてやらなくてはいけないので、管理職もかなり気にしますから、説明などもいっぱいしなくてははいけません。審査会に諮る前の資料づくりは、今年経験していますから、1ヶ月かかるということなんでしょうけれども、それほど議会に対応する者の手を煩わせることはないのではないかなという意識を持っています。

こうしなければいけないということでは言っているわけではないんですけれども、できるだけ前倒しできるものは前倒ししたほうが、後々いろいろなことに対応できるかなという意見です。

(藏田委員長)

各課調整というのは、今、川村委員がおっしゃったような、今回の審査で各課が所感を述べたり、そういうようなことの準備ということなんですか。

(事務局) (関谷担当主査)

そうですね。

(藏田委員長)

それは、9月の議会中ですと、調整ができないぐらいの各課の中では管理職も含めて調整されるよう

なものなんですか。

(事務局) (青柳行政改革推進室長)

議会自体が、管理職の課長級のほか、監督職も一緒に同席しますので、当然、課長の議会对応に対して監督職も中心となって資料づくりをするなど、そういう形でやっていくというのが本市のスタイルになっています。それを考えると、9月に調整すること自体がなかなか厳しいというところがあります。

そうすると、各課調整の10月を8月に持ってこなければいけない。要は、提案募集がかなり前倒しになってくるといふところもあります。本制度の周知といふところも結構議会からもお話が出まして、事業者さんがなかなか理解されていない部分もあるんじゃないかというような指摘もあって、事前の周知ですとか、提案の募集期間ですとか、ある程度期間をもった中でうちも取り組んでいきたいなといふところで、今、スケジュールをお示ししているといふところです。

あと、債務負担行為についてもご指摘いただきましたが、基本、4月1日からの委託を目指してやっていくつもりで考えています。ただ、今、川村委員がおっしゃるように、継続的なものの引き継ぎなどが場合によって出てくるときには、そこはある程度臨機応変に対応をしていかなければいけないといふところは今感じたところです。今の基本的なスケジュールとしては、そういうことでお示しをしております、4月1日から始めることを目指すんですけども、多少遅れることも中にはあるのかなといふところは、事務局側としてもある程度承知をしているところではあります。

我々が重きを置きたいところは、事前の周知や提案の募集期間です。そこが今年度初めてやったといふところもありますし、議会からもいろいろ指摘も受けていて、事業者さんが手を挙げてくれないと、事業自体が成り立たないものですからきちんとやっていきたいと思っています。もう少し周知がなってくれば、この辺の期間は短くてもいいのかなとは思いますが、平成30年度もまだ2年目といふこともありますので、その意味ではこれくらいの期間はどうしても必要かなと思っております。

(川村委員)

これも我孫子での話なんですけれども、我孫子でも、もちろんNPOさんだとか、団体にとっては3ヶ月は本当に短いんですけども、民間企業でも3ヶ月というのは短いと言います。どんな仕事をやっているのか、それに対してどんな提案ができるのか、役所にヒアリングをかけて、それに対して案をつくって、社内の稟議を回してと、そんなことをやっている、あつという間に3ヶ月なんかたってしまうと。ですから、2ヶ月では本当に短かったんだろうなと思いますので、3ヶ月というのは大賛成です。できればもっと長ければ長いにこしたことはないと思います。

現実問題として、手挙げは本当にぎりぎりです。我孫子も今年も提案が出てきましたけれども、出てくるのは最終日です。ぎりぎりまで社内の稟議だとか調整をやっているんだろうと思うんですよね。

それから、各課の調整なんですけれども、提案内容と委員会資料の調整となっていますから、どの程度の資料を作成するのか資料の量がよくわからない部分はあるんですけども、我孫子市の場合には、

現状の仕事内容とそれに係る費用、それに対応するような提案の仕事内容と、それに関する費用、その他担当課の意見など、そういった審査会で審査するために必要な資料なので、それほど時間はかかっていないです。月末に締めて、その翌月中には審査会、早くて2週間後のこともありました。1週間前には委員の方に資料を渡していますけれども、それほど、1ヶ月もかけて資料をつくるような内容では、我孫子の場合はありません。それは我孫子の例で、茅ヶ崎の場合には内容は違うかもしれませんがそれはいいんですけれども、いずれにしても、私が言いたいのは、提案期間をできるだけ長くとれるものであればとったほうがいいなというのが一番言いたいことです。

(藏田委員長)

松戸委員、いかがですか。

(松戸委員)

課題の中で、募集の期間が短いことについては、今お話があったとおりで、それは同感でございます。

それと、私どもが事業所側のお話を聞くと、今回、正直よくわからなかったとのことで、事務事業リストを見ても、何が何だかよくわからないし、何をどう提案していいのかわからなかったし、とにかくわかりにくかったということです。会頭、副会頭を含めて話をしていて、ここにも改善策がありますが、2000の事務事業リストの中に、審査の過程で見ても、どう見ても民間がやるべきじゃない仕事もその中に入っていたり、市民協働型でやるほうがふさわしい事業も紛れていたりと、そういう部分の市民団体さんのご理解とかも十分ではなかったなというふうに感じています。

今回、2段階方式を1段階にということですが、最初の議論で、市民も、事業はやらないけれども、アイデアだけは出せるというところも踏まえて1段階提案というのがあったと思うんですけれども、それはもう考えないということで整理をしまっていいのかどうなのか気になります。1段階提案になるということは、事業を担う人しか提案ができなくなります。川村委員から我孫子の例の話を聞いて、もともと私はそっちのほうがスマートだなと思ってはいましたが、茅ヶ崎オリジナルという2段階提案をここでなくして、1段階提案にすることを進めてしまっていいのかというところは、少しどうなのかなというところはあります。

ただ、全般的には、この対応策のとおり、先だつての審査は所用で欠席してしまいましたが、1段階目で提案したところしかエントリーが来なかったという現実的な話もありますので、そういう中で今後進めていかなければならない状況にはあります。

また、川村委員の言うとおり、周知の期間と募集の期間は同時でもいいのかなと思っています。それは、募集しながら、説明も聞いたり、質問したりということもあるし、そこをくっきり分ける必要があるのかどうなのか。当然、募集の期間も周知もし続けなければいけないのではないかなと思っていますから、一体としてもいいのではないかなというふうに思います。

現状と対応策と、ここに書かれているとおり、私自身も同じように感じています。とにかく事業所側

にとって、「提案型民間活用制度」、名前では言えばそうなんですけれども、「市の業務を民間が助けます」とか、もうちょっとわかりやすいキャッチフレーズというか、ちょっと思い浮かばないんですけれども、そういうのがないと、正直よくわからないというところでご意見をいただいているところです。

(藏田委員長)

事務局から何かございましたらお願いします。

(事務局) (関谷担当主査)

茅ヶ崎オリジナルの2段階というところにつきまして、ご指摘のとおり、まずは幅広く個人の方も含めて意見を聞いてみようという趣旨のもとで、第1段階のアイデア募集ということさせていただきました。今回、実施をした中で、いわゆる個人の方からのご提案というのは、実際挙がってこなかったというところが1つございます。

また、今お話にございました、いわゆる協働推進事業との整理、すみ分けに関しては、ここは我々も課題としては認識しているところです。先ほどの周知というところにつながってくるとは思うんですが、正しく相手方の理解につながっていなかったのかなというふうには思っております。

今年度ご提案をいただいて、いわゆる不採択となった事業については、協働推進事業への促しという対応はさせていただきました。新しいスケジュールの中でも、事前の確認期間、ヒアリングの中で、そこは丁寧に話を聞いた上で、協働推進事業なのか、提案型なのかといったところは、しっかりとこちらのほうで交通整理が必要であると思っております。

その中で、今、会議所のほうからいろいろご指摘をいただいている、わかりにくいといったところにつきましては、我々の課題としても感じており、どのようにこれをわかりやすく説明すればいいんだろうというところを試行錯誤しているという状況でございます。特に、市内事業者さん向けとして、商工会議所さんにはご協力いただきまして、何度かご説明の場を設けていただきました。その中で、我々としても、なるべくわかりやすいようにという中で、ステップを踏むごとに資料のバージョンアップをしていたつもりではおるんですが、なかなかそこが伝わりにくかったのかなというところは課題として認識をしているところでございます。

ホームページの見せ方の工夫であるとか、より幅広く、市内のみならず、市外の方も含めた広報、わかりやすい周知といったところについては、引き続き、何かいい方法がないかは今後検討していきたいというふうに思っています。

(松戸委員)

今お話があった広報につきましては、引き続きご相談いただければ、あわせていろんな機会を商工会議所としても協力をしてまいりますので、よろしくをお願いします。

(藏田委員長)

私から1つ。30年度の話とあわせて、31年度のテーマ設定型と自由型を融合させますということもこの場で決めるんですか。それとも、31年度のことについては来年度協議するのか、それを確認したいと思います。

(事務局) (関谷担当主査)

本来、30年度から、市としてこういったものを求めているんだという提示はしたかったところではあるんですけども、スケジュール的にそこが厳しいというところで31年度ということでご提示をさせていただいておりますので、可能であれば、そこも含めてご議論いただければと思います。

(藏田委員長)

であれば、折衷案なるものがどういうものかというのがまだ十分に把握しきれていないので、その部分の説明と、あと、それを行うために30年度の後半にテーマ決めなる作業があるということなんですけれども、ここら辺、具体的にどんなイメージで考えていらっしゃるのか、検討されている経緯でご説明いただけたところがあればお願いします。

(事務局) (関谷担当主査)

今回、全事務事業約2000を対象事業として、紙にするとすごく分厚い冊子、ホームページでも確認はできるんですが、そういう形で全ての事業を対象として募集を募ったという中で、事業者さんのほうからも、これだけ見ても何が何だかわからないというお声は多数頂戴しているというところなんです。

その中で、市として求めたい提案、例えば、大きく言えば、情報分野とか、そういった形で出すことを31年度、想定をしているというところなんです。今、仮に情報というふうに申し上げましたけれども、そういった分野なりテーマといったもので何がふさわしいのかといったところを職員のほうから意見を募りながら、市の中で意思決定をした上で募集をかけていきたいというところでございます。

(藏田委員長)

提案型の一つのポイントとしては、行政が考える枠組み以外の提案を引き出しましょうということだと思います。テーマを絞ること自体は、何らかそれを絞ることに意味があるのであれば、したほうがいいかなと思います。例えば、情報分野のアウトソーシングは積極的に進めていきますという何らかのどこかの紐付きがあったとして、ほかの分野を提案するのも自由だけでも、より行政のニーズとしてこういう提案を強く求めたいんだという意味でテーマを出すということであれば、意味があるかなと。

ただ、一方で、そういうふう選ばれなかったものは提案しづらくなるということもあるかもしれません。逆の意味で、要は、行政はこの部分は提案を求めるけれども、それ以外のところというのはあまり、というふうに取りられてしまうと、かえって逆効果なのではないかなと思います。それは、誰がど

う決めるのかというところ、今、関谷さんがおっしゃったように、要はテーマをボトムアップで引き出してくるということで、出てくるのかどうかということもあります。ある程度、民間提案型を進めていくに当たって、市の課題でもあり、民間の力も借りてやっていきたいということをより強く推す部分をテーマ型としてピックアップしますというようなメッセージを出さないと、逆の効果が出るかなという気がするんですね。

ですから、前提としては、あらゆるテーマを提案してもらいたいわけじゃないですか。今2000あるから提案しづらいということと、テーマを絞るということはまた次元が違う話かなと。だから、2000のものを例えば20にわかりやすく整理し直して示すというのが一つの解決策だと思います。2000のものの中からテーマを絞りましょうというのは、今申し上げたように、フォーカスを絞る、要はほかのものとこれを差別化することになります。そういう意味では、されるのであれば、戦略的かどうか、ある程度今申し上げたような何らかの後ろ楯を持って、その中でも特に31年度はこういうところから力を入れていきたいと思いますというようなテーマの上げ方とか決め方をされたほうがいいんじゃないかなというふうに思いました。

(事務局) (青柳行政改革推進室長)

どうやってテーマを絞るかということですが、例えば、市の経営の管理者である部長にこういうのであれば、民間に任せたほうがより市民サービスが上がるんじゃないかというような議論をしてもらって絞るとか、あと、藏田委員長がおっしゃったボトムアップとか、さまざまな手法は考えてみます。ただ、現在どれが一番いいのかという答えにたどり着いていないということでもあります。

テーマ設定型と融合ということについては、どちらかという委員長がおっしゃっているような形でして、要は今、2000の事業があって、「この中で全部民間にできるものは何？」と言われても、たぶんなかなか手が挙げられないです。これは反省点でありまして、それでは市にとって、民間にお任せしたほうがより市民サービスにつながるのは何だろうと。そういうテーマで話をしてもらって、これだったら、民間にお願いしたほうがいろいろな意見が出てくるんじゃないかというのを幾つかピックアップして、それで民間さんに説明をしつつ、手を挙げてもらって、新たなプラスアルファになる部分についても当然ご提案いただくというような、そういう流れもちょっと考えているところです。

ということで、テーマといっても、市で直営だとかここまでしかできていない、だけど、市民ニーズとしてはプラスアルファの部分がある。その課題解決策のために、例えば、民間に委託したらどうなるんだろうというところの一つの視点として、ある程度絞った中で募集をするという意味合いで考えているところではあります。

(藏田委員長)

そこは、テーマ設定型と融合でやるという方向性は、それでよいのかなという気はしています。その部分をどういうふうにするのか。たぶんあまり大きな変更にはならないんじゃないかなと私は捉えて

います。そこを来年度進めていく中で、一工夫、二工夫しないといけないと思います。1～2回やると、ネタ切れになってくる中で、さらに絞り出せと言われても、なかなか出しづらいついていこうところもあると思うので、そこら辺は工夫をしていってほしいということと、継続して検討していただきたいというふうに思います。

次の点なんですけれども、今回の2段階から1段階にすることに対する課題認識として、1段階での提案と、評価する側のギャップがあったところからスタートしているんですが、今後1段階で提案してもらうということは、その分、より事業としてそれを引き受ける気概なり、コストをかける社でない、手を挙げないというデメリットもあつたりすると思います。先ほど、周知と説明の部分で松戸委員がわからないことがわからないとおっしゃったじゃないですか。説明はしているんだけど、わからないところの部分の部分を根本的に解決しないと、2段階が1段階になっても、1段階になったから提案しようとはならない。要は、わかった上で2段階が1段階になれば、もしくは、1段階になるとこういうふうになるんだとわかれば、ようやく検討するわけですけども、1段階でも2段階でも、わからないものはわからないままなので、その部分を少し掘り下げる必要があるんじゃないかなと思うんですね。

なので、具体的な話として、例えば、説明会ではなくて、勉強会や研修会として実施するとか、よくやるのは、ロールプレイで、審査する側の立場を提案する人にやってもらったりするとかですね。例えば、我孫子の例を実際に少しずつ材料にしながら、こんなことを提案しようとして30分ぐらい考えて、ミニ提案会をやって、こんなふうな質問を受けて、こんなふうにするんですよ、みたいなことを模擬で実際にやらせてみると、ああ、そういうことか、自分がやっている清掃の事業だったらこういうこともできるのかなとかというようなことがわかっていただけるかもしれません。何かより具体的にしないと、幾らわかりやすい言葉で説明しても、事業者の方は理解されないんじゃないかなと思います。

その部分では、もう少し腹に落ちるような、具体的な研修会、勉強会なのか、周知の意味の説明会じゃないほうがいいような気がするんですね。「提案してください、こういうふうにやれば、こういうことなんです」と幾ら言っても、聞く側にとってみると、何だろうなという状況になっちゃうので、その部分は、周知の仕方を含めて工夫されたいかなという気がします。

そこら辺は、例えば、今年採択をされた事業者さんに話をしてもらおうとか、そうすると、具体的ですよ。公表されている情報でしょうし。何かより身近な形で学んでいただく機会をつくられたほうが実りがあるんじゃないかなというふうに思いました。周知の部分について、今のままで期間を延ばしても、ホームページに出します、リリース出します、チラシまきます、ポスター貼りますだと、なかなか辛いかなと思うので、ちょっとやり方を工夫されるところを考えられたほうがいいかなと思いました。

(事務局) (青柳行政改革推進室長)

商工会議所さんに何回か説明させていただいて、よくわからないというお話はよく聞くんですけども、松戸委員が商工会議所において、いろいろな事業者さんからいろいろな話を聞いて、満足いただいて

いる部分もあると思うんですけども、具体的に提案型という制度がわからないのか、それとも、どんな事業に手を挙げたらいいかがわからないのか、どうなんですか。

(松戸委員)

たぶん、今、委員長が言ったように、総論として、市の業務を民間の活力を使って進めていく、そしてそれは非常にいいことだというのは、理解しているし、市の取り組みとしても十分理解をしていると思うんです。その段階は過ぎていまして、Aという業務があったとして、Aという業務がそもそもよくわからないし、まず聞いてからということですが、どういう視点で提案していけば民間としていいのか。今委員長が言ったように、こういう視点で、こういう業務を付加してとか、自分のところのノウハウだからどこまで言えるかはわかりませんが、公開されている部分もあると思うので、今年採択された方からぜひこういう視点で考えて、事業で取り組めば、チャンスがあるよ、ぐらいな話をしてもらおうと、じゃ、うちにもチャンスがあるかなとか、入っていけるんじゃないかなとなるかもしれないというのは感じました。

例えば、街路樹の剪定の例だと、今までだとAからBとBからCまでの部分など端切れになっていたものを一括でやるという民間提案を受けることによって、市内で統一された計画的なものができるとか、そういう視点がこういうふうに使われていますなど、そういう具体的なものを示していくとか、その発想の仕方などが少しでもファクターとして入れば、あとは、民間の人たちは優秀な方がいっぱいいるので、それぞれ持ち帰って考えられるのかなと。

総論やルールについては、皆さん当然理解しています。要は、スキーム自体は理解もしているし、募集期間も理解しているけれど、具体的にどういう視点でというきっかけがたぶんわからないというところなのかなと思います。

あと、冒頭、川村委員からお話があったとおり、社内でも決裁をとっていかねばいけないので、社長のトップ判断があれば、すぐいけると思うんですけども、トップ判断じゃなくて、社員からボトムアップで、事業採算性も含めた中で、役員まで承認をとるとなると、大きな企業だとこの期間でも正直難しいんじゃないかなと思います。トップが即決で判断するような社じゃないと、正直難しいんじゃないかなというふうに思います。

(事務局) (青柳行政改革推進室長)

本年度と同じことをしていたら、たぶん来年度も同じような結果になるのかなと思っておりまして、さまざま意見をいただいたので、同じ周知というカテゴリーの中でもちょっと工夫をして、少しでも事業者さんに理解してもらえるような形で、内部で検討はさせてもらいたいと思っています。

そこがある程度うまくいけば、川村委員のご指摘のスケジュール的にきつい部分も、少し前倒しということも出てくるのかなというふうに思います。あと、もう一点課題なのは、庁内の周知というのがまだまだ必要になってくると思うので、まずは入り口の部分をしっかりやらないと、なかなか次につなが

らないと思います。今回やっていて、一つの反省点ではあるので、いろいろ意見をいただきましたので、いろいろ工夫はしてみたいと思っています。

(川村委員)

リストから選ぶ難しさというのは、まさに私も経験しているわけで、我孫子は1000ぐらいなんですけれども、特にNPO団体さんの場合は、まずわからないと言われましたね。ただ、民間の大手の企業さんは、自分たちの得意なところは自分たちでわかっていますから、茅ヶ崎さんのリストを見ても、大まかには書いてありますから、リストを見て大まかなところで拾っていけば、これができるかなと思うのはきっとあると思うんです。

1つの例、今、うちで包括管理をやっている事業者さんですけれども、結構大きな企業ですが何を提案しているのかわからないと聞きに来ました。まず、そこは、「私たちの得意な分野というのは、施設の管理業務で、その施設の管理業務で何かお手伝いできることはありませんか。何か施設の管理関係で困っていることはありませんか」という話で来ました。施設の管理をやっている課を集めて、そこでヒアリングをかけて、包括管理ができ上がったという経緯があります。まずは、来てもらう、電話してもらう、話を聞いてもらう、これは大事だと思うんですよ。まずは興味のあるものをまず電話ください、話をさせてくださいという、それが一番。大枠を話しても、さっきおっしゃっているとおりだと思うんです。現実問題として何をやっていいかわからないという話です。話をして、市としてはこういうところに困っていて、こういうのは民間と違う点ですよとか、担当課は何か持っていると思うんですよ。なかなかこれは改善できないとか。そういった話をすると、民間は、おそらくそこで、それはうちが持っている、これを使えばいいんじゃないかというような提案がでてきたり、すごく具体的な話なんですけれども、そういうふうにはやっていかないと、制度自体を我々は説明しているけれども、なかなかかわかってくれないです。

それから、NPO団体さんの場合は、それぞれ得意分野の部会に所属しています。例えば、文化部会だとか、スポーツ関係の部会だとか、部会ごとに説明会をやってくれと言われて、例えば、スポーツ部会みたいなのだと、スポーツ関係を持っている課を集めて、そこで実際に、こういうことです、この仕事はこういう仕事です、ああいう仕事ですというふうに説明をしていますが、それだけだと難しいというんですね。仕事の内容が少しわかったけれども、そこに対して我々はどういう提案をすればいいかというのが、なかなか難しいというふうに言われました。

民間さんはもうちょっときつと、そういったことならこういうことができるというかもしれませんが。

まずは興味を持った人に話させてもらわないと、なかなか提案は難しいと思うんですね。具体的な話でいえば、とにかく興味を持ってもらいたい、何でもいいから連絡くださいというのを前面に出すのがいいのではないかなと思うんですね。

それはそれとして、大事な話で1件いいですか。違う話ですけれども、2段階提案から1段階提案するという話ですけれども、2ページの課題2の中で、選定方法についてとありますが、具体的な選定方

法について対応策の中で記述が見当たらないんですけれども、提案者に任せるという選定方法なんですか。それとも、違う方法なのでしょうか。選定方法がガイドラインのほうでも見当たらなかったですけど、具体的な選定をどうやってやるかというのはどこの記述ですかね。相手をどうやって決めるのかということですが、提案者に任せてしまうと考えていいのでしょうか。

(事務局) (関谷担当主査)

ご提案いただいた事業を実施し得る担い手なのか否かといったところも含めて、1段階の中で審査をいただくということを想定しています。

(藏田委員長)

決めちゃうということですね。

(川村委員)

決めちゃうというのは、契約の形は随意契約であるということですか。

(藏田委員長)

随意契約。資料2の9ページに「選定方法は、公募型プロポーザル方式とし」と記載がありますが、これは正確に言うと募集要項がないのでプロポーザルではないですね。選定の手続は、書類と面接で審査をやるんですけれども。

(川村委員)

改定前の現状は、公募型プロポーザル方式をとり、事業者選定を行う。これは合っていると思うんですよね。事業を決定してから、プロポーザルを実施する。これはまさにやっていたとおりで、ちゃんと議決を採って、債務負担をとってやっているわけですからいいんですけれども、これからの対応策の中でこれまでの公募型プロポーザル方式の事業者選定を行うこととすることに対応する部分はどこなのかなと思ったんですけれども。

資料2の15ページの記載の中で、「条件付き採択」については、契約内容について提案内容を一部変更することが条件なので、必要に応じ提案者と調整を行うこととすることからすると、提案者と契約すると読めちゃうんですけれども、それでいいんですよね。そうすると、その契約の方法は、プロポーザルの募集要項も何も公示していない中で、自治法で言う何に基づく契約になるんですか。

(事務局) (関谷担当主査)

今の募集要項の想定は、いわゆる民間委託化提案、今で言う第1段階目のような形を想定しております。だから、おっしゃるとおり個別具体のこの事業の募集要項というわけではないです。

(川村委員)

そうですね。そこまでは確かにそうですけれども、今のガイドライン（案）だと、「条件付き採択」について提案者と協議し調整を行うこととなっているので、委託を受けるから調整をするという前提にしか読めないです。委託を受けるとなれば、契約するわけで、契約するとなると、自治法に基づいて契約しなければならない。そうすると、自治法の何に基づいて契約するのでしょうか。プロポーザルと同じようなことをやっていますけれども、実質的には自治法で言うプロポーザル契約にはならないんじゃないでしょうか。とすると、1社と契約するわけですから、随意契約しか考えられない。随意契約すると、我孫子市でも課題となっていますが、本当に随意契約でいいのかということ整理しておかないといけないと思います。

(事務局) (青柳行政改革推進室長)

提案をいただいて1段階で審査するので、事業の良し悪しとその事業者が担うのがいいのかどうかも含めて、全てそこで決定をしていくという形にはなると思います。ですので、契約の方式としては、たぶん随契になるということですね。

(藏田委員長)

随契の手続として、通常であれば、公募型プロポーザルは最終的に随意契約になるわけですがけれども、その前提としては、公募や指名など条件はあるにしろ、公平な条件の中で出てきたものを客観的に審査して、一番いいものを選ぶわけですね。2段階だと、どの事業をやるかをまず判断し、決定した事業について一定の条件の中で公募して随意契約なので、それはたぶん手続上問題がないです。今回の1段階の審査は、事業そのものと事業者をその場で審査することになります。ただ、事業の提案に対して、その事業者も含めて選ぶということになると、その事業が仮によかったとしても、その事業者が本当にその条件の中で選び得る最適な相手なのか、要は事業者も提案の内容も含めて、一遍に審査してしまうことになるので、その点で競争性に問題があるかどうかというのも課題になります。なので、その事業者でいいかどうかというところの判断が難しいですね。

(事務局) (青柳行政改革推進室長)

31年度以降の募集の話ですが事務事業リストを作成して、ある程度テーマというものを絞った形で募集することになると、場合によったら、1テーマに対して2社が来る可能性はあるかもしれない。

(藏田委員長)

もちろん。例えば、同じテーマに2社来たとします。普通のプロポーザルだったら、それは同じ公募条件のもと2社が競争するわけじゃないですか。でも、今回は1社ずつ審査するわけですね。例えば、全く同じ業務の2社、A社、B社が提案してくるということも起こり得るわけです。問題なのは、例え

ば、A社とB社が街路樹剪定について微妙に条件が違う提案をしてきたときに、どちらを高評価するかというときの客観的な説明責任が果たせるかどうかというところです。要は、公募型プロポーザルや入札手続については、一応条件は示して、公平に情報を伝えて競争させるというもので、それが行政の発注手続上の一番のポイントだと思います。競争条件も変わる、提案内容も変わるものを同時に審査するというになると、問題が指摘されたときに、果たしてその内容がよかったのか、本当にその事業者だけしか提案できなかったのかとか、その事業者に提案してもらいたいがゆえに、ほかの事業者との競争性を排除してまで、そこを選ぶ必要があるんですかというような指摘はあるかもしれません。

(事務局) (青柳行政改革推進室長)

そこが、まず1段階のデメリットにはなるのかなというところは思っています。逆に、我孫子市さんは1段階でやられていると思うんですけども、その辺はどう練り合わせてといたしますか。

(川村委員)

そこは随契をやるときに一番問題になったところです。前も話したかもしれないですけども、要するに、公募しているのだから競争性はある程度あるだろうと。要は、問題は1者随契すること、つまり、そこしかやれないこと、そこしか契約しないということの理由をつけなくてははいけない。そのためには独自性ですよ。ただ、その独自性というのは、特許を持っているからそこしかできない、そんな狭いものじゃないという考え方です。確かに、その仕事について誰か同じことをやれますかといえば、世の中にいるかもしれない。A社はそのアイデアを出してきたけれども、B社はそのアイデアを知ればその仕事をやることのできるけれども、そのアイデアそのものを持っていなかったんだという考えで、そこが1社なんだという考えでやっています。これは最高裁判例でそういうのが許されると書いてあります。自治法の逐条解説の中にも、随契の中に最高裁判例は出ています。我孫子の場合はそれを根拠にしています。ただ、それを誰が判断するのかというのが問題で、確かにその最高裁判例に合う提案ですよと判断するのが我々職員じゃだめです。だから、それは民間の有識者の人に、ある程度これに沿った話でしょうということを審査してもらうために審査会をやります。その判断に職員は入れません。

一番いいのは、もし最高裁判例を根拠にやるのであれば、最高裁判例に見合うものだというのをある程度審査会で議論してもらうためには、法律の専門家を1人入れるのが一番いいと思うんですね。うちは法律の専門家はいないです。ファシリティマネジメントとか、PPP、経済と社会関係の専門家はいますけれども、大学の先生方3人で、法律の専門家ははいっていません。法律の専門家がいる、これはある程度合っているんじゃないですかと言われれば、随契をやったとしても、かなり強力な味方になってくれるんじゃないかと思います。

でも、その分きつと審査のハードルが高くて、市民にとっていい提案も不採択にしなくてははいけません。それをどうやって捨るかというのは、その後、提案された方に、これは随契までの要件はないんだけど、市にとって大変いい提案なので、今後協議させていただいて、プロポーザルなり、

そういった競争性をもう一回働かせてやることはどうなんでしょうかねという相談をしようかなというふうに今まではずっと思ってきました。ただ、今まで我孫子ではたまたまそういうのはないんですけども、完全に捨てるのはもったいないと思っているので、条件付き採用などで、ここをもう少しやれば、独自性が上がりますよということなど、もし話せることがあれば話して、次年に提案してもらおうとか、それができないのであれば、プロポーザルでぜひやりたいというご相談をさせていただく。了解を得ないといけないかもしれないですけども、そういうことも考えています。

いずれにしろ、我孫子は、審査会が大学の先生方3人で、その方たちに、その提案の独自性について最高裁判例に沿った内容の提案かどうかを判断してもらい、随意契約という内容です。

(藏田委員長)

であれば、そういうようなことを書き込ませるように、評価基準にそういうようなものを入れ込んだ形で、最初の事業者の公募をかければいいですよ。例えば、そういう独自性、創意工夫を含め、独創的なアイデア等を、少なくとも1以上入れていただくとか。今だと明示的に提案の評価基準の中にもそこまでは明確に求めているので。

(川村委員)

意見というか、感じたことですけども、随契というのはほかの団体ではあまりやっていません。我孫子は随契でやっているの、視察もいっぱい来ます。もちろん県とか政令指定都市は、随契そのものができないのでやれないのですが、やれるところでさえほとんどやっていない状況はあります。ですので、市長をはじめとする幹部ともよく調整した上で慎重にやるべきだと思います。随契にするんだったら、今日の議論だけでなく、少し時間をかけてもいいかなという気がしないでもないです。

(藏田委員長)

非常に重要な重いご意見なんですけれども、どうしましょうか。とりあえず、今だと、1段階で30年度はやる方向で、2000という事業の出し方を少し工夫をしてやりましょうということが事務局案として示されています。今の川村さんのご意見を含め、松戸さんはどう思われますか。

(松戸委員)

そこまで自治法とか法律論は詳しくないので何とも言えないんですけども、今話を聞く限りは、かなり慎重に進めなければいけないことだなというところだけは理解できました。意外と民間だとそこまでは全然いいんじゃないのとは思ってしまいますけれども。

(川村委員)

私は我孫子でやっているの、やってもらいたいのはやまやまなんですけれども、今日ここで結論を

出すのは厳しいと思います。ある程度、もう少し庁内的にも随契に対する意見や確認をとっていただいた上で、その手法も若干検討してもらった上で、次回、新年度早々でも結構ですし、改めてここはやったほうがいいのかというのが、私が今思っているところです。

(藏田委員長)

実務的にそういうことは可能ですか。例えば、法務なのか、契約なのかわからないですけども、少なくとも庁内で、どう指されても大丈夫な理屈が立つのかどうかは確認していただく。方向としては、たぶん民間事業者から見たら、随意契約になること、要は、一発で提案して、よければ仕事をとれるというのは悪いことではないと思うので、それを確認していただいて、それがOKであれば、この原案に沿ってということでもよろしいんじゃないかなという意見でいいですかね。

(川村委員)

そのとおりです。

(藏田委員長)

そういう形でやっていただいて、メールか何かで確認をしていただいくということ。もしそれでだめだった場合はまた考えましょう。

(川村委員)

その場合は、事務局案がだめになっちゃうわけですから、もう一回事務局案を出してもらいたと思いますね。

(藏田委員長)

じゃ、そういうことで一応確認していただいて、それをフィードバックいただいて、もしそれがOKということであれば、事務局提案の形での1段階にしていくということについてはよろしいですね。

【異議なしの声】

(藏田委員長)

あと、募集期間、事前周知の期間をオーバーラップできるのであればということのご意見が出ましたので、そこの部分は可能な範囲で重ねていただく。あと、9月の各課調整がどうかということもご検討いただいて、少し前倒しできるのであればということもご意見としては出たかと思います。他はいいですかね。そういった点が一応意見としてはありましたので、それを含めてご検討いただいて、反映をしていただければと思います。

一応大枠としては事務局案のとおり承認ということですが、一部留保というか、条件を検討いただいて、ご検討いただいたものを最終案として取りまとめていただければということで進めていただければと思います。よろしいでしょうか。

では、以上をもちまして、議題1「提案型民間活用制度における課題及び今後の方向性について」の議論を終了とさせていただきますと思います。

議題2 その他

(藏田委員長)

それでは議題2「その他」事務局から何かありますでしょうか。

(事務局) 青柳行政改革推進室長

本日をもって、今年度の本委員会は全て終了いたしました。提案型民間活用制度自由提案型の初年度ということで、委員の皆さまにつきましては、制度設計を含めまして、ご協力いただき、ありがとうございました。

来年度につきましては、更に本制度を活用しやすいものにするために、本日ご説明させていただきました改定内容、課題等もいただきましたが、基本的にはそれに基づき進めていきたいと考えております。

また、本制度におけるモニタリングの手法についても委員の皆さまよりご意見を頂戴しながら進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

次回の本委員会につきましては、本日の議題1の資料1の最終ページのスケジュールについて、お示しいたしましたが、5月頃から次年度の事業募集を開始したいと考えており、そのため、5月中旬頃までに募集要項を公表する必要があるため、4月下旬もしくは5月上旬頃に30年度の第1回委員会を開催いたします。近々日程調整させていただきますので、よろしく願いいたします。

(藏田委員長)

ありがとうございました。委員の皆さまから、他に何かございますでしょうか。ないようでしたら、以上を持ちまして、平成29年度第4回茅ヶ崎市提案型民間活用制度事業者選定委員会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

委員長署名 藏田 幸三

委員署名 松戸 康彰

